

梅莊顯常と朝鮮

池内 敏

はじめに

こんにち近世日朝関係を語る際に朝鮮通信使にまったく言及しないということは考えにくい。近世日朝関係史と朝鮮通信使の歴史が同一視されていたかつてほどではないにせよ、その重要性が皆無になることはない。2000年代に入り、韓国・釜山地域の大学校を中心にして朝鮮通信使学会が発足し、毎年1回ないし2回の学術大会と学術誌の刊行が行われており、学術誌『朝鮮通信使研究』は、2013年6月刊行で16号めを数えるに到った。その内容をざっと眺めただけでも、主題は朝鮮通信使ながらも関心は多様であり、オーソドックスな歴史研究だけでなく、服飾・饗宴・音楽などの文化史研究や言語、詩文贈答にかかわる文学研究など幅広い分野にわたる。

同一主題ながら接近方法が異なると、研究者相互の交流が必ずしも順調ではないのは、朝鮮通信使を主題とする場合にもあてはまる。かつて筆者は1764年通信使に際して引き起こされた鈴木伝蔵一件（崔天宗殺害事件）について、歴史学の史料に基づいて復元するとともに、当該事件が脚色されて流布される過程に日本人の朝鮮観を読み取る努力をしたことがある〔池内敏1999〕。そうした作業に没頭していた最中には、同じ崔天宗事件について韓国の文学研究者が関心をもっている（のちに〔朴賛基2006〕としてまとめられる）ことに気づくことはなかった。また、近年、筆者は梅莊顯常なる相国寺僧に関心をもっているが、江戸漢詩文の世界にあっては顯常は大御所であることに思い至らなかったし、二代売茶翁とも称せられる人物であることにも気づかなかった。異文化交流に関心をもちながら、歴史学・文学等々異業種間の交流に疎かったということである。

それら反省点をいまだ十分に克服できたわけではないが、少しばかりそうした反省を意識しながら、梅莊顯常なる人物から朝鮮通信使に接近することを、本稿では試みてみたいと思う。

一 朝鮮通信使との交流¹

1

本稿で扱う梅莊顯常と朝鮮通信使との交流については、かつて〔池内敏1999〕150～155頁で扱ったことがある。その折りに依拠した梅莊顯常『萍遇録』に立ち戻りながら、周辺史料やその後発表された諸論考等を併せて再検討することで今回叙述を新たにしている。

2

『萍遇録』は、次の文章で始まる。

吾少居五山、耳熟朝鮮、而未嘗見其人也、況今屏居雲山、養病独处、属者信使之来、猶無意於塗觀也、一日子玄来、謂曰、聞朝鮮製述書記輩、彬彬有才西東間、執贊唱酬者、千有余人、今王事既竣、使節將西、師何不之浪華與之一周旋乎、余乃翻然下江、遂得遇諸館中、(以下略)

3

『癸未使行録』収録の座目によると、正使付きの製述官として南玉、書記に成大中、堂上訳官に崔鶴齡、都訓導に崔天宗らの名前が見える。また副使付きの書記として元重拳、堂上訳官として李命尹の名前が、さらに従事官付きの書記として金仁謙、押物通事として李彦頤の名前が見える。

4

このときの梅莊顯常と成大中とのやりとりについては、〔高橋博巳2006〕26頁に言及がある。

5

〔李元植1997〕「第4章天和度の使行」にも、成翠虚の詩文贈答について度々言及がある。

徳川将軍十代家治の襲職を祝う儀式を江戸で終えた朝鮮通信使の一行が帰途に就き、宝暦14年(1764)4月5日、大坂に至った。宿所は西本願寺津村別院(北御堂)であった。梅莊顯常(大典、竺常)は、京都の産科医賀川玄悦から通信使一行の大坂到着の知らせを聞き、玄悦らとともに大坂の宿舎へ向かった。

梅莊顯常は享保13年(1728)10歳で相国寺慈雲庵独峰慈秀に師事し、翌年出家した。独峰和尚の退隠により27歳で法席を譲り受けたが、宝暦6年(1756)の独峰和尚示寂を契機に慈雲庵を離れることを決意し、同九年以後は洛中近傍各所において隠遁生活を送っていた(〔小島文鼎〕6～27頁)。入山以来、梅莊顯常は朝鮮については度々耳にしてきたものの、直接に朝鮮の人々を目にすることはなかった。最近になって朝鮮通信使の来たことを耳にしたが、それでもすぐに見に行こうという気は起こらなかった。けれど、賀川玄悦の話聞いて急に気持ちが変わった。賀川が言うには、日本の西から東まで詩文の才ある者たちが千人以上、製述官や書記との詩文応酬を求めて朝鮮通信使の進路に次々と集まっている。通信使一行は、今回の使行目的を果たし終えて西へ向け帰国の歩みを進めている。一緒に大坂へ行かないか、と²。

4月5日、梅莊顯常は賀川玄悦および木村兼葭堂らとともに通信使宿舎を訪ね、製述官南玉(秋月)と書記成大中(龍淵)が応対してくれた³。顯常は初対面の挨拶もそこそこにして、さっそくに絶句二首を南玉・成大中それぞれへ贈り、詩評と和韻を求めた。また、朝鮮から清朝中国へ向けて毎年冬至のころに使節が派遣されることや日本への通信使行で得られた日本情報について中国で報告されることについて、また日本の衣服・冠制度の歴史的由来や変遷について問答が交わされた。しばらくして南玉が先に退席すると、木村兼葭堂と成大中との対話に顯常も割り込んで、兼葭堂の人柄や詩作が話題とされた。この日は結局午後四時すぎに宿舎を出て、兼葭堂宅で一泊した。

6日、玄悦とともに宿舎を訪ねると、通信使との詩文贈答を求めて既に30人余が広堂に集まっていた。それで、初め顯常は玄悦や兼葭堂らとともに南玉・成大中を取り囲んでいた。

このとき顯常は片山孝秩(北海)から詩文をひとつ預かっていた。北海が贈った詩文に成大中が和韻して返したものであり、そこには「片秀才へ」と書かれていたから、北海はこの部分を書き改めて欲しいと望んでいたという。北海は寒疾のために来られないからとして、顯常が代理で要請したのである。成大中は「片北海へ」と書き改めてくれた⁴。

次いで顯常は成大中にこんなことを問うている。天和通信使のときの随行員に成琬(翠虚)という人がいるが、あなたはその一族か、と。成翠虚は天和通信使の製述官で、使行途中の各地で詩文贈答を行っている⁵。顯常が長らく過ごした相国寺慈雲庵からはかつて太虚顯靈が以酌庵輪番僧として対馬へ赴き、

天和通信使来朝に際しては一行に従って江戸を往復した歴史があった⁶。その折りに成翠虚ともやりとりがあったのだろう。その詩文などが今も寺に伝わるのだという。成大中によれば成翠虚はその従曾祖というから、二人にはいささかの因縁があると見えた⁷。

この後、顕常は朝鮮の名僧や仏教諸派について成大中に問うてもいるが、そうしたことについては自分より詳しいからとして、元重挙(玄川)に話題が振られてもいる。また、この日はほかに趙花山や李彦瑱といった人たちとも筆談を交わしている⁸。この日も午後四時すぎに宿舎を出て、兼葭堂宅に泊まった。

7日、正使付きの都訓崔暻天宗が宿舎内で眠っているところを何者かに殺害される前代未聞の事件(鈴木伝蔵一件)が発生したため、通信使の宿舎は立ち入り禁止となった。ただし、紫衣着用者またはその門下の出入りだけは許容されたから、詩文唱酬こそ自粛されてなされなかったものの、限られた手紙のやりとりなどはいくつか見られたようである。『萍遇録』では詳細は分からないが、八日に元重挙が梅莊顕常と筆談したこと、木村兼葭堂からの手紙が13日に元重挙のもとに届いていることが元重挙『乗槎録』4月8日条・同13日条に記録されたり([金景淑訳2006]424頁、431頁)、木村兼葭堂からの手紙が9日に南玉のもとに届き、翌10日に南玉が返事を出していること、13日に木村兼葭堂が南玉に墨を贈り、その返信を15日に送っていることが南玉『日観記』4月9日条・10日条・13日条・15日条([金保京訳2006]471頁)に見えるからである。

『萍遇録』では、顕常が通信使宿舎を次に訪れたのは20日のことである。この日、成大中(龍淵)は顕常の来訪を喜び「意外臨訪、殊慰飢渴之想」と述べるのに始まって、南玉(秋月)、元重挙(玄川)および成大中との筆談がいくつも記録される。しかし、一方でこの日は、18日に対馬藩通詞鈴木伝蔵が崔天宗の殺害犯として捕縛されてのち、その監督責任を問う幕府(以酊庵輪番僧)が求めてきた通信三使との直接面談が実現するかに見えるきわどい折衝の最中でもあった。以酊庵僧の動きを必ずしも快く思わない対馬藩主と、なぜだか対馬藩主に同調して以酊庵僧との面談を拒む三使、その一方で幕府としては誠意を朝鮮側に直接伝えたく、再三にわたって面談を繰り返し要求し続けていた。『萍遇録』4月20日条末尾には、「是日、対馬侯、両長老と三使、会、蓋伝江戸之命也、故、余輩不得使入、以待事竣而後得入、時日既西、暫入尋出」と記される。梅莊顕常と成大中らとの筆談は少なからず記録されるものの、それらは短時間で集中的に交わされたものだったように思われる。

顕常は21日にいったん京都へ戻り、そこから南玉、元重挙あてに鈴木伝蔵一件に関わる記事を含む書翰を送付した(27日)。この書翰については、南玉が「竺常の手紙に犯人逮捕に到る顛末が書かれていたが、それでも供述内容がどうであったかについては言及が無かった」南玉『日観記』4月29日条([金保京訳2006]485頁)と書いており、この段階では書かれたものに対して些か物足りなさを感じていたことがうかがえる。それは、同じ頃、崔天宗がなぜ鈴木

6

大虚頭靈は以酊庵への32代めの輪番僧である([田中健夫1996]177頁)。

7

この点については[金登振]127～128頁に言及がある。

8

趙花山は正使伴人の趙東觀。この人については[高橋博巳2009]68～70頁に言及がある。また顕常と李彦瑱とのやりとりについては[高橋博巳2006]26～27頁に言及がある。



元重挙
『東槎余談』による

伝蔵によって殺されねばならなかったかについて、通信使一行の得られた情報では何とも納得がいかない状況があったからである。

たとえば従事官付きの書記金仁謙は4月18日、「伝蔵の自白によると、人参の取引がもとで殺したというが、真相はとうていわからず、苛立たしさが募る」（金仁謙『日東壯遊歌』、[高島淑郎訳注1999]333頁）と述べる一方で、正使趙暉は同19日、「鏡を一枚なくした崔天宗は、伝蔵が盗んだと思って馬鞭で打つが、これに憤慨した伝蔵が犯行に及んだ」と記し（『海樞日記』）、成大中は「伝蔵が天宗に飯を分けて欲しいと頼んだら飯はくれたが箸はくれなかった。伝蔵が箸を求めたら馬の鞭で打たれたので憤怒のあまり翌朝殺害したといているが疑わしい」（『槎上記』）と、それぞれに異なる説明を行っている（[高島淑郎訳注1999]333～334頁）。のちに5月5日、南玉、成大中から鈴木伝蔵一件の統編を書くよう求められた梅莊顕常は兼葭堂宅でただちに仕上げ、「書鈴木伝蔵事」なる題名で南玉と成大中に贈っている。南玉『日観記』5月5日条および成大中『日本録』巻二の巻末にそれぞれ『萍遇録』に記載されたのと同じ「書鈴木伝蔵事」がそのまま収録されている。「高僧の筆を得て、凶賊の情を灯す。文健やかにして記実なり」（元重挙）とか「辞法は史漢に逼る」（成大中）といった高い評価は、この統編を併せたものに対する評価である。

ところで、この「書鈴木伝蔵事」と題された文章については、筆者の手元にある清見寺本を底本にしつつ東京大学史料編纂所本・国立国会図書館本と校合した全文を本稿末尾に掲げることとして、記述の特徴について簡単に述べておきたい。

文中で注目したい部分は以下のようなところである。

伝蔵従父茂一・従兄僧某を捕獲する

茂一は伝蔵に党して、その奴が伝蔵の逃げるに従う、越えて十八日、伝蔵と従者は小浜を過ぎる

蓋し伝蔵は病を称して宿舎に留まることなく、[大坂城東側の]小橋のところで数日を過ごし、のち遁れて京都および龜山へ行き、さらに有馬温泉へ遊樂に出かけると偽って潜伏しようと小浜への道筋を出たところで、終に見つかって捕まったのである

鈴木伝蔵一件にかかわる記述は、のちに何通りに脚色されて流布するが、上に見える記述は、逃走した鈴木伝蔵を追跡し捕縛した大坂町奉行所与力八田五郎左衛門の記録と照らし合わせたときに、その逃走から捕縛に到る実際をかなりの程度正確に写し取っていることが明らかである（[池内敏1999]参照）。すなわち、梅莊顕常が「書鈴木伝蔵事」を記述するにあたって、大坂町奉行所（だけ）が知り得たような情報を収集しえたことが推測されるのである。それは、大坂にあっては木村兼葭堂を中心に集まった文人のつながりを背景と

していたと推測するのが相応しいかと思う。この通信使一行大坂滞留中に大坂文人と印象的な詩文贈答をなした人物に押物通事李彦瑱があり、このとき李彦瑱と意気投合した人物として内山栗斎の名が挙げられている（〔高橋博巳2006〕27頁）。内山は文人であり、かつ大坂西町奉行所与力である。八田五郎左衛門の一件記録中に内山の名が出てくることはないが、情報収集源としてはあり得ないことはない。5月5日、内山は「公役を以て賓館に差わせられ」と自ら記録するから（〔高橋博巳2006〕27頁）、大坂町奉行所与力として通信使一行の動静と決して無関係ではなかった。「書鈴木伝蔵事」はそうした事実に基づく文章であったが故に、読み手に強い印象を焼き付けることとなったのである。

二 以酌庵輪番僧となる前後

安永6年(1777)、梅莊顯常は碩学の吹嘘を受けた。顯常はこれを辞退するも、最終的にはこれを受けることとなり、翌7年9月には朝鮮修文職に任じられた（〔小島文鼎〕60～62頁）。そして天明元年(1781)5月から同3年5月まで、朝鮮外交文書を扱う輪番僧の82代めとして対馬以酌庵に赴任することとなった。

ところで顯常が朝鮮修文職に任じられてのち実際に赴任する前までのあいだにあたる安永9年(1780)3月、京都五山側のなかに以酌庵輪番制廃止の動きが生じている。その先頭にあった一人が梅莊顯常であった〔池内敏2012〕。顯常の主張は、対馬藩を介した日朝交渉のあり方を幕府直轄へと変更し、それにもなって以酌庵輪番制を廃止する、というものであった。日朝交渉の前提として最も大切なこととして両国間に「誠信義理」を立てることを置き、これまでの対馬藩を介在させたやり方では「誠信義理」が立たなくなってゆくことを憂えている。顯常が幕府に宛てて起草した以酌庵輪番制廃止の願書は、雨森芳洲『交隣提醒』を参考にしながら書いていることが文面上明らかである。

こうした以酌庵輪番制廃止の要望は、天明2年4月、幕府によって却下される。顯常は、この議論に結論が出される前に対馬へ輪番僧として赴任した。その在任中に顯常が朝鮮人漂流民を詠んだ漢詩として次に示すものが知られている（〔末木文美士・堀川貴司編〕292～294頁⁹）。

9

訓読・解釈は同書による。また、同詩に付された解説によると、出典は『北禪詩草』巻之二で、天明2年春の作という。

去歲、朝鮮漁氓漂着九州諸地者数船、今春從長崎解至。姑舍西山門前。
因咏（去歲、朝鮮の漁氓九州諸地に漂着する者数船、今春長崎より解かれ至る。姑く西山の門前に舍す。因って咏ず）

万里衝風浪（万里 風浪を衝く）	はるばると波や風をこえようとして
飄揺信可憐（飄揺 信に憐むべし）	翻弄され漂着したことはまことに
	気の毒だ

一舟如瓦解（一舟 瓦解の如し）	舟は今にも壊れそうだったし
四体以糸懸（四体 糸懸に似たり）	命ももう少しで失うところだった
蓬転它方地（蓬は転ず 它方の地）	運命のいたずらで異国の地に流れ着き
花開絶域天（花は開く 絶域の天）	辺境の空の下、花の咲く季節を迎えた
異言将異服（異言と異服と）	全く違うことばや習慣に
到处但茫然（到る処 但だ茫然）	何に対してもただ茫然とするばかりであろう

以酌庵輪番僧は、(1) 対馬藩から朝鮮に宛てた外交文書（漢文）の作成と、(2) 朝鮮から対馬に宛てて送られてきた外交文書（漢文）の開封とを主たる職務とした。このうち(1)のなかには日本各地に漂着した朝鮮人を送還する際に作成される文書が含まれ、また、送還される朝鮮人漂流民と対面する（「勘検」）こともまた職務の一つであった。

10

『本邦朝鮮往復書 82』（大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬島宗家史料・記録類2997）は、梅莊顯常が輪番僧在任中に作成した朝鮮外交文書（漢文）のすべてを掲載した史料である。このなかから朝鮮人漂流民送還にかかわるものを探し出すと8件となる。

朝鮮人漂流民送還にかかわって梅莊顯常が作成した文書は、事件に即してみると併せて八件である¹⁰〔表〕。上に引用した朝鮮人漂流民を詠んだ漢詩は、恐らくは実際に漂流民の姿を見てのことだろう。序文によれば、漢詩を詠んだ前年に朝鮮の「漁氓」が「九州」の各地に漂着する事件がいくつか発生し、それら漂流民たちが今春、長崎経由で対馬府中に到着し、西山寺の門前あたりで日々を暮らしている、という。対馬府中に回送された朝鮮人漂流民たちは、西山寺にほど近い漂民屋に収容された。そして、以酌庵輪番僧が漂流民たちと対面する勘検は西山寺で行われるのが通常であった。〔末木文美士・堀川貴司編〕に従えば詩は天明2年に詠まれたものという。〔表〕と併せ考えても、天明2年1月26日に対面した三組の朝鮮人漂流民を見ての感想が、この詩に込められているとするのが素直だろうと思う。

흥고을 강
뉴엔 열원
네 초 두도



シーボルト『日本』に挿入された朝鮮人漂流民の姿



漂流朝鮮人図（鳥取県立図書館）

以酌庵輪番僧の作成する朝鮮あて外交文書（漢文）は、あらかじめ対馬藩側で作成された和文案をもとに漢文に直すのが手順である。〔表〕②③で漂流したのはいずれも漁民であり、和文案では「同〔天明元年十月〕十三日其所〔蔚山〕令出帆候処、大西風ニ被吹放、風波烈敷相成、船具を損、積荷等刳捨、洋中ニ漂居」（②）とか「同〔天明元年〕十月十二日之夜ニ令沖立候処、翌十三日大西風ニ被吹放、次第風波烈敷相成、船械を損シ、洋中ニ漂居」（③）と記されるから、顕常もまたこうした様子を念頭に置いていたに違いない。引用した②③にみえる「船具を損」「船械を損シ」なる記述は、詩文にいう「舟は今にも壊れそうだった【一舟如瓦解】」に通じているし、⑤の事例のように乗員の過半数を失ってしまうということは①～③の事例には見られないから、「命ももう少しで失うところだった【四体以糸懸】」とする詩文の表現も適切なのである。

これらの表現には朝鮮人漂流民のくぐり抜けてきた窮状に寄り添うような姿勢がみえる。ただし顕常の視線は「可憐」の言葉に端的に表されてもいるから、必ずしも対等なものではない。けれども、「誠信義理」の恩情がそこに所在することは否定できないように感じられる。

おわりに

1764年通信使が江戸までやって来た最後の通信使となる。次の朝鮮通信使は1811年、対馬での易地聘礼である。江戸での儀礼を対馬での儀礼に変更する交渉は、18世紀末に行われた。この交渉にあっては、従来あまり注目されてこなかったけれども、梅莊顕常が小さからぬ役割を果たしており、易地聘礼に最初に着手した松平定信に影響を与えた人物でもある〔池内敏2009〕。その点を解明する上で重要な文書のひとつに1791年5月付で作成された梅莊顕常自筆の「議朝鮮使文」がある。それは、老中松平定信ほか計六名連名による信書案のほか、「令対馬書草」「館使口占」「約定後対馬陳状」および「別議」とから構成される。これらのうち「別議」は、「姑録此以備私考」と付記されるから内々の覚書かとも思われ、実際の日朝交渉で使用されたものではあるまい。しかし、内々のものであるだけに、作成者の意図・関心等が飾られないかたちで述べられているといえる。「別議」の一節に以下のようなものがある。

山野之臣某伏以、昔者 神功皇后遙察西北之地、有可以利吾国也、帥師于征、兵不血刃而三韓咸伏事詳載紀、… 足利氏衰交廢、旋及文祿之兵、俄為共戴 天之寇讐矣、吾神祖、愍憫講和而和遂成焉、… 昔者、元兵之侵我、乃假道于彼、一日而抵対馬云、伏以、神后可謂異軌而同揆矣、（以下略）

史料中の傍線部分に明らかなように、梅莊顕常は日朝外交史を「神功皇后の三韓征伐」から説き起こすことに何らの痛痒を感じていない。通説では中井積善の「三韓征伐」が松平定信に影響を与え、定信の「易地聘礼」が朝鮮蔑視の性格を内包したものと評価されてきた。しかしながら、実は、中井積善と出会うより前に定信は梅莊顕常を介して「三韓征伐」史観に触れていたと見てよい。

さて、梅莊顕常は、1764年通信使から謙虚に学ぶ姿勢を崩すことはなく、朝鮮と日本の文物・制度の比較対照に努め、また詩文贈答のみならず、通信使書記たちに崔天宗一件にかかわる情報提供をも行った。そうした人物が、それから約20年の後、老中松平定信から直接に招致されて江戸へ赴き、「易地聘礼」を具体化するための対朝鮮外交文書の起草にあたった際には、朝鮮蔑視の指標ともいえる神功皇后三韓征伐の歴史を下敷きにした外交史観を隠すことがなかった、と評価して良いであろうか。

神功皇后三韓征伐の歴史を語ることと、朝鮮蔑視を身に纏っていることとを、すこし区別する必要があるのではあるまいか、というのが梅莊顕常に接し続けてきた近年の筆者の感想である。

参考文献

李元植 1997:『朝鮮通信使の研究』思文閣出版

池内敏 1999:『「唐人殺し」の世界』臨川書店

◇ 2009:「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顕常」北島万次ほか編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房

◇ 2012:「以酹庵輪番制廃止論議」『名古屋大学文学部研究論集』史学五八

金聲振 2010:「癸未使行団の大坂滞留と大典禪師竺常」漢陽大東亜細亜文化研究所国際学術会議『1763年癸未通信使行と東亜細亜文化接触』予稿集

小畠文鼎 1927:『大典禪師』同朋舎

末本文美士・堀川貴司編 1996:『江戸漢詩選』第五巻「僧門」岩波書店

高橋博巳 2006:「李彦瑱の横顔」『金城学院大学論集』人文科学編第二巻二号

◇ 2009:『東アジアの文芸共和国—通信使・北学派・蕪葎堂—』新典社新書二六

田中健夫 1996:『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館

朴賛基 2006:『江戸時代の朝鮮通信使と日本文学』臨川書店

金景淑訳 2006:元重挙『乗槎録』ソミョン出版・ソウル

金保京訳 2006:南玉『日観記』ソミョン出版・ソウル

洪学姫訳 2006:成大中『日本録』ソミョン出版・ソウル

高島淑郎訳注1999: 金仁謙『日東壯遊歌』平凡社東洋文庫

著者未詳『癸未使行録』(韓国国立中央図書館)

梅莊顕常『萍遇録』清見寺蔵本

♪ 『同』東京大学史料編纂所(4134/6)

♪ 『同』国立国会図書館(191/25)

■梅莊顕常『萍遇録』、清見寺蔵本ベース

書鈴木伝蔵事

*1甲申朝鮮使之至也四月七日、賊殺*2都訓導崔天淙于*3浪華之館、館中人諍曰、味爽有一人、黒衣佩二刀、走而踰垣而背見焉、衆稍々疑対馬之人、*4已又聞対馬*5司訳鈴木伝蔵之遁竄也、然以使者事一切係*6対馬勾当、而对馬侯*7実在斯、*8雖雖縣官、未之*9安問、*10居五六日*11未発、使者具*12疏訴冤、*13於是兩長老訊問対馬得其状、*14告留守*15安部公、*16急以聞江戸、且事繁險艱、雖留守、*17法当命下而後拳之、*18安部公則謂有司曰、此大事、不可*19滯緩、吾使兩監司糾治*20、*21即有坐罪我足矣、兩監司者、在浪華總管戸口、而布政令者也、然一奉承留守、是行、於是兩監命有司拳発、捕獲伝蔵従父茂一・従兄僧某、連捕者十余人、俱下獄、茂一*22党伝蔵而、其奴従伝蔵遁、*23僧某者居城東小橋、舎匿伝蔵数日、謀使其逸*24、於是日牽罪人出館下、兩監臨履、考掠備至、而伝蔵*25未獲也、物色大索四方、浪華有垣外云者、乃団戸類也、管轄化子唱門瓦舎伎戯之倫、賤不与民戸齒、其属分處市門村墟、掌守衛呵禁、每有追捕*26部索之役、必受命官吏、*27即時支類伝布、*28雖斥僻遐区、莫不便達、又能習搏撃、各持金吾尺余、招人莫不立拉、又有木戸云者、在戲場門上、*29掌出入、亦以閩人衆多*30命職与垣外同也、亦皆習搏撃、持金吾、於是発垣外・木戸五百人、購*31求四方、令曰、*32凡路逢可疑、輒便執之、誤人者容、又設関海*33口、以察*34舟旅、毎日執人二三、而伝蔵尚未獲也、越十八日、伝蔵従一奴過小浜、小浜距浪華西可六十里*35、*36邏者覩伝蔵疑之、乃跡入*37酒亭、使亭主先試之、伝蔵坐命酒、亭主前語言、及官索伝蔵太嚴、奴色變手杯振戰、亭主退則又属耳私語、衆既*38稠圍、遂捕之、蓋伝蔵告疾自免、住小橋数日、又遁之京師及龜山(割注)「*39丹波地」間関*40無所帰、欲偽有馬温泉之遊*41、路出小浜、而終見獲也、翌日檻車送之館下、是日*42江戸報亦至、命対馬侯曰、事變*43非輕、当嚴敷之、今遣觀察曲淵勝次郎、就以督治、其諭使者使知斯意、留守即召対馬侯・兩長老、以属、*44翌日対馬侯・兩長老*45見三使*46伝命、兩監掠治伝蔵、*47悉得殺天淙状、下獄、二十八日、曲淵勝次郎自江戸至、兩監具告罪案、於是公讞獄成、曲淵曰、伝蔵既首、其速行刑敢有少留以累二邦之人、五月二日、檻縛伝蔵、狗罪街上、出月正洲斬之、官吏相率者十八人(割注)「上吏*48日与力、下吏*49日同心、有留守部、兩監部、部出与力二人・同心四人」、三使軍官亦実臨視、*50垣外十余人掖木吾先驅、穢多数人執受矛*51夾罪人、行其就刑、縲之刀之皆穢多也、穢多*52属之称、其居曰渡邊村、其人又賤垣外之倫矣、国法

凡為士者有罪、使自刺腹而一人從後刀墮其頭矣、如伝藏刑、俗謂之縛首、其使穢多者亦不在士例也、*53

*清見寺本では二冊目に収録。ただし、上・下の別と分冊は合致しない。

*上・下がどこで分かれるかについては、清見寺本・東大史料編纂所本・国立国会図書館本いずれも同じ。

*異同については、東大本と国会図書館本の間には際立った異同無し。以下は、清見寺本と東大本の異同を示す。

*1 「甲申朝鮮使之至也」東大本なし。

*2 「都訓導」は、東大本「朝鮮都訓導」

*3 「浪華之館」は、東大本「館」

*4 「已」は、東大本「既」

*5 「司訳」は、東大本「訳士」

*6 「対馬勾当」は、東大本「于対馬勾当」

*7 「実在斯」は、東大本「実儼在斯」

*8 「雖縣官」は、東大本「故雖縣官」

*9 「安問」は、東大本「按問」

*10 「居五六日」は、東大本「已居五六日」

*11 「未発」は、東大本「未発落」

*12 「疏」は、東大本「状」

*13 東大本では、ここに「亦滞在对馬不発」あり。

*14 東大本では、「状」と「告」の間に「以事不可已」あり。「告」の代わりに「遂白」

*15 「安部公」は、東大本は「安部公藤某」

*16 「急以聞江戸」は、東大本は「即急遽以聞江戸云」

*17 「法当命下而後拳之」は、東大本は「法当待命下而後拳之」

*18 「安部公」は、東大本は「乃源公」

*19 「滞緩」は、東大本「坐滞久」

*20 東大本は、ここに「之」あり。

*21 「即有坐罪我足矣」は、東大本「苟有坐、吾伏罪足矣」

*22 東大本は、ここに「実」あり。

*23 東大本は、ここに「而」あり。

*24 東大本は、ここに「云」あり。

*25 東大本は、ここに「尚」あり。

*26 「部索之役」は、東大本「搜求之事」

*27 「即時支類伝布」は、東大本「登時支類脉通」

*28 「雖仄僻遐区」は、東大本「雖僻地遐区」

*29 東大本は、ここに「以」あり。

*30 東大本は、ここに「故」あり。

- *31 東大本は、「求」なし。
- *32 東大本は、ここに「求」あり。
- *33 「口」は、東大本は「門」
- *34 「舟旅」は、東大本は「船客」
- *35 東大本は、ここに「許」あり。
- *36 「邏者」は、東大本は「偵邏者」
- *37 「酒亭」は、東大本は「一酒亭」
- *38 「稠圍」は、東大本は「簇攤」
- *39 「丹波地」は、東大本は「亀山在丹波」
- *40 「無所歸」は、東大本は「不得意」
- *41 東大本は、ここに（割注）「有馬属撰津、距浪華西北九十里」あり。
- *42 東大本は、ここに「也」あり。
- *43 「非」は、東大本は「匪」
- *44 「翌日」は、東大本「翌二十日」
- *45 東大本は、ここに「俱」あり。
- *46 「伝命」は、東大本は「以伝命云」
- *47 「悉」は、東大本は「尽」
- *48*49 「曰」は、東大本は「称」
- *50 東大本は、ここに「而」あり。
- *51 東大本は、ここに「之類」あり。
- *52 「属」は、東大本は「屠者」
- *53 東大本は、このあとに続けて「茂一・僧某以下、猶在獄尋当行法有差」とあり。さらに改行して、「方伝蔵之獲也、余書此、以与秋月、伝蔵既刑、秋月等求更録後事、故続成如右」と附記する。

表

	文書の日付	概要	勘検日時
①	天明2年2月	慶尚道多太浦・2人。天明元年9月23日漂流、同28日に長門須佐浦に漂着。天明2年1月13日、対馬廻着。	漂流民3組 天明2年 正月26日
②	同上	慶尚道金海・漁民7人。天明元年10月13日、蔚山沖で漂流、10月17日石見都野津浦に漂着。①と同時に対馬廻着。	
③	同上	慶尚道釜山浦・漁民7人。天明元年9月、蔚山へ。10月12日、漂流、10月21日筑前沖島に漂着。①②と同時に対馬廻着。	
④	同上	慶尚道牛岩浦・漁民12人。天明2年1月23日、機張沖へ出漁、漂流、1月25日、対馬佐須奈浦に漂着。	天明2年 2月11日

⑤	天明2年8月	全羅道江津・27人。天明元年12月下旬に貢物の橋を積んで上京しようとし、漂流、正月6日に五嶋男島に漂着。20人が死亡。3月7日に、近くを通りかかった船によって7人が救助され、4月22日長崎着。7月22日に対馬廻着。	?
⑥	天明3年4月	全羅道靈巖郡楸子島・21人。天明2年、貢物の艘を進上するために9月22日に入京し、11月7日に出京して帰途につき11月22日に漂流、12月1日薩摩上甑島に漂着。4月12日に対馬廻着。	漂流民4組？ 天明3年 4月18日
⑦	同上	全羅道興陽・3人。天明2年11月下旬に隣里へ行き、一人下船。残る2人で12月1日に戻る際に漂流、12月5日肥前小値賀島に漂着。⑥と同時に対馬廻着。	
⑧	天明3年5月	慶尚道寧海・漁民6人。天明3年正月出漁して漂流、1月22日に長門油谷に漂着。⑥⑦と同時に対馬廻着。	

典拠：『本邦朝鮮往復書 八十二』『以甯庵雜錄』（いずれも大韓民国国史編纂委員会所蔵）

*付記 本稿は、2013年10月5日に台湾大学を会場として開催された「関係性における日本、韓国研究」国際シンポジウムにおける口頭発表原稿である。